

パドマ館指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第一章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明照会が開設するあそか苑パドマ館ショートステイ事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域と家族との結びつきを重視し、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 パドマ館ショートステイ事業所

所在地 伊丹市中野西1丁目108番地—1

指定介護老人福祉施設「あそか苑(定数57名)」に併設する。

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

パドマ館ショートステイ 個室20名

第二章 人 員

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（指定短期入所生活介護長） 1名

管理者（指定短期入所生活介護長）は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 1名

医師は、利用者の健康管理及び診察・療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 2名

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 介護職員 23名

介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。

(5) 看護職員 4名

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者が心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、利用者の要介護申請や調査、サービス計画の作成等に関する業務を行うほか、利用者及びその家族の苦情や相談に応じるとともに、他のサービス事業者や支援事業者との折衝などを行う。

(8) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、利用者の栄養管理、給食管理を行う。

(9) 調理員 1名

調理員は、管理栄養士の指示を受けて給食業務を行う。

(10) 事務員 1名

事務員は、指定短期入所生活介護等の庶務及び会計事務を行う。

第三章 設 備

(居室)

第6条 利用者の居室は個室とし、居室にはベッド・床頭台・枕元灯等を備品として備える。

(共同生活室)

第7条 共同生活室は、当該サービスの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

(調理室)

第8条 火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

(診療所)

第9条 事業所は、利用者の診察・健康管理のために、診療所を設ける。診療所には利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

(浴室)

第10条 浴室は、利用者が使用しやすいよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(洗面設備及び便所)

第11条 洗面設備及び便所は居室ごとに設ける。

(事務室)

第12条 事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

(その他の設備)

第13条 事業所には、その他の設備として、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・宿直室・会議室・エレベーター・避難器具などを設ける。

第四章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明と同意)

第14条 指定短期入所生活介護等の提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・職員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第15条 指定短期入所生活介護等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護等を提供するように努めることとする。

(稼働日)

第16条 指定短期入所生活介護等の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(指定短期入所生活介護等の開始及び終了)

第17条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図

るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護等を提供する。

- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護等の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第 18 条 指定短期入所生活介護等の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護等の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 19 条 通常の送迎の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護等事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第 20 条 指定短期入所生活介護等のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第 21 条 指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 22 条 指定短期入所生活介護等の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護等の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

- 2 事業所は、利用者に居宅介護支援事業者に関する情報を提供するとともに、その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 23 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護等を提供する。

(サービス提供の記録)

第 24 条 指定短期入所生活介護等を提供した際には、当該指定短期入所生活介護等の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護等について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第 25 条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護等の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定短期入所生活介護等の取扱方針)

- 第 26 条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- 2 指定短期入所生活介護等を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護等の計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
 - 3 指定短期入所生活介護等の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 指定短期入所生活介護等の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 自らその提供する指定短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成)

- 第 27 条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもちこんだ短期入所生活介護等の計画を作成する。
- 2 管理者は、短期入所生活介護等の計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。
 - 3 短期入所生活介護等の計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

第五章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定短期入所生活介護等の内容)

第 28 条 指定短期入所生活介護等の内容は次のとおりにする。

(1) 身体介護

1 週間に 2 回以上入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の効果をあげるように努める。

利用者の食事は、自立の支援を目指し出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護師は、常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

指定短期入所生活介護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定短期入所生活介護等の利用料及びその他の費用)

第 29 条 指定短期入所生活介護等の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることとする。

(1) 食事代 1 日あたり 1, 5 0 0 円(朝食 190 円 昼食 660 円 夕食 650 円)

- (2) おやつ代 1日あたり 200円
- (3) 居室料 ユニット型個室 1日あたり 2,066円
- (4) レクリエーション・クラブ活動参加費 実費
- (5) 理美容代 実費
- (6) おむつ代 事業者負担
- 4 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収するものとする。
- 5 第31条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う事業に要する交通費はその実費を徴収するものとする。
- 6 正当な理由がなく指定短期入所生活介護等をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて次のとおりキャンセル料を徴収するものとする。
 - (1) 利用予定日の前日17時までにキャンセルの申し出があった場合 無料
 - (2) 利用予定日の前日17時までにキャンセルの申し出がなかった場合 1日当たりの食事代の全額
- 7 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 前1項から4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）等について記載した領収書を交付するものとする。

（協力医療機関）

- 第30条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、予め、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、治療を必要とする利用者のために、予め、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

- 第31条 通常の送迎を実施する地域は次のとおりとする。
- 伊丹市・尼崎市・宝塚市・西宮市・川西市の全域

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第32条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。
- (1) 利用者は、事業所内において、職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行ってはならない。
 - (2) 利用者は、事業所内に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - (3) 利用者は、共用施設及び敷地をその本来の用途に従って利用しなければならない。
 - (4) 利用者は、共用施設・設備等の使用には十分注意し、清潔を保つこととする。
 - (5) 利用者は、事業者内の指定した喫煙スペース以外での喫煙はしてはならない。

(掲 示)

第 33 条 指定短期入所生活介護等を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制、協力医療機関等、利用料、苦情解決の仕組み、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第34条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 事業所は、事業所の職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者またはその家族の同意を得ることとする。

(個人情報の保護)

第 35 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに「個人情報保護規程」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、指定短期入所生活介護等の提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第36条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に6ヵ月に1回以上実施する。
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
 - (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための専任担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第37条 事業所は、適切な指定短期入所生活介護等が提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上のため、その研修の機会を確保

しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

（就業環境の確保等）

第38条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものなど（以下「職場におけるハラスメント」という。）により、従業員の就業環境が害されることを防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）職場におけるハラスメントを防止するための事業者の方針等を明確にするとともに、その内容について従業員に周知・啓発を行う。
 - （2）事業者は、従業員からの相談（苦情を含む）に応じるとともに、適切に対処するために必要な体制を整備する。
- 2 事業者は、利用者等からの著しい迷惑行為（以下「カスタマーハラスメント」という）の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業者はカスタマーハラスメントにより、メンタルヘルスが不調となった従業員の相談に応じるとともに、行為者に対して、被害者一人で対応させない等の適切な配慮を行う。
 - （2）事業者は、被害防止のため、マニュアルの作成や研修の実施など、業務状況等に応じた取組を行う。

（運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表）

- 第39条 事業所は、その提供する指定短期入所生活介護等サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

（暴力団等の影響排除）

第40条 事業所は、その運営について暴力団の支配を受けてはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第41条 指定短期入所生活介護等事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

(苦情処理)

第 42 条 提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定短期入所生活介護等に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第 43 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 事業者は、事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(会計区分)

第 44 条 指定短期入所生活介護等の事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに指定短期入所生活介護等事業の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 45 条 事業所は、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備し、その完結に日から 5 年間保存する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

第六章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応)

第 46 条 事業所の職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第47条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第七章 非常災害対策

(非常災害対策)

第48条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上実施する。また消防法に準拠して消防計画を別に定める。

(業務継続計画の策定等)

第49条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(法令との関係)

第50条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

(補則)

第51条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人明照会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。